

新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務について、その委託業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名

新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務

(2) 業務の内容

別紙「新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 委託料上限額

4,488,000円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む）

(5) 担当部署

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）3階）

奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課 南和医療・病院機構係

（電話） 0742-27-8647

（FAX） 0742-22-7471

3. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の公募型プロポーザルに参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出時点で、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 公告日から過去5年以内に、国または地方公共団体（地方独立行政法人法施行令第40条に規定する地方独立行政法人を含む）が設置した教育施設の整備に係るあり方検討、整備基本構想の策定、整備基本計画の策定又はその他同種の契約を締結し、業務を行った実績を有していること。

※教育施設は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学または専門学校とする。

(4) 入札日時点で、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目 Q 役務の提供、4 検査・分析・調査業務として登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁本庁舎（主棟）1階）
電話番号（代表）0742-22-1101 内線 4718

4. 各必要書類の配布期間、配布場所等

(1) 配布期間

令和5年8月3日（木）から令和5年9月1日（金）まで

(2) 配布場所

奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課ホームページ
(<https://www.pref.nara.jp/4182.htm>)

(3) 配布書類

公募型プロポーザル実施要領
仕様書
提出様式（様式1～様式5）、質問票（様式6）及び辞退届（様式7）

5. 説明会の開催

本公募型プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

6. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和5年8月3日（木）から令和5年8月21日（月）午後5時まで

(2) 提出場所

2. (5) に同じ

(3) 提出書類 各1部（A4サイズ）

提出書類	① 参加申込書【様式1】 ② 誓約書【様式2】 ③ 資格調書【様式3】
------	---

(4) 提出方法

郵送に限る。

なお、書留郵便によるものとし、令和5年8月21日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) その他

参加申込書提出後に辞退される場合は、速やかに2. (5) に連絡するとともに、辞退届（様式7）を提出すること。

7. 質問及び回答

(1) 提出期間

令和5年8月3日（木）から令和5年8月10日（木）午後4時まで

(2) 提出先

2. (5) に同じ

(3) 提出書類

質問票（様式6）により、持参又はFAXのみで受け付けることとし、電話など口頭による質問は受け付けない。FAXによる提出の場合は、送信後、必ず電話にて質問票を送信した旨を連絡すること。

持参による受付時間は、平日の午前9時から正午と午後1時から午後4時まで。

(4) 質問に対する回答

奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課ホームページに掲載（令和5年8月17日（木）予定）し、質問者に対する個別の回答は行わない。なお、質問者名は明示しない。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年8月17日（木）から令和5年9月1日（金）午後5時まで

(2) 提出先

2. (5) に同じ

(3) 提出書類

正本1部、副本6部（A4サイズ）

ただし、⑤見積書は正本1部

※本公募型プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行うため、正本1部のみに提案者名を記載し、副本6部には提案者名を特定できるような用紙の使用や提案者名の記載は行わないこと。

提出書類	① 企画提案書（鑑）【様式4】 ② 提案者実施体制【様式5】 ③ 業務工程表【任意様式】 ④ 企画提案書【任意様式】 ⑤ 見積書【任意様式】 ※1 <u>企画提案書については以下の事項に留意して作成してください。</u> ・施設規模、機能の検討に必要な支援をどのように行うのか。 ・敷地条件等諸条件についての検討、整理に必要な支援をどのように行うのか。
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営手法検討に必要な支援をどのように行うのか。 ・地域に開かれた学校づくりの検討に必要な支援をどのように行うのか。 ・仕様書が求める業務内容以外に、提案者が持つ専門的な経験やノウハウに基づき整備基本構想の策定に必要又は有益となる支援をどのように行うのか。 <p>※2 見積書の業務名は、「新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務」、宛名は、「奈良県知事 山下 真」とすること。</p> <p>※3 見積書については一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。</p>
--	--

(4) 提出方法

郵送に限る。

なお、書留郵便によるものとし、令和5年9月1日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) その他

- ① 提案は、各応募者1案とする。
- ② 提案書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ③ 企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ④ 提出された提案書は返却しない。また、提出後の提案書の再提出・差替は認めない。
- ⑤ 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開しない。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を取り消す。

9. 提案書の審査

(1) 委託先選定

参加資格を有する事業者から提出された企画提案を県が設置する「新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務 プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が審査し、評価点方式により順位付けを行い、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方候補とする。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査

別紙「新奈良看護大学校整備基本構想策定支援業務委託 事業者選定基準」（以下、「選定基準」という。）に基づき評価を行う。

- ① 提案者が1者の場合、選定基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議

により認められた者については、当該提案者を契約の相手方候補として特定することとする。

ただし、評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定しない。

② 提案者が2者以上の場合、全審査委員の評価点の総計が最高得点の提案者について、当該提案者を契約の相手方候補として特定する。ただし、選定基準による評価点が6割未満、又は評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補として特定できない。

③ 審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、各評価項目における全審査委員の評価点の合計を比較して順位付けを行い、最も順位が高い事業者を特定し、審査委員会の合議により契約の相手方候補とする。

なお、「1.提案力→2.業務の実施体制→3.提案者の実績→4.見積金額」の順に、順位付けができるまで各評価項目を比較する。

(3) プレゼンテーション

提案者は、審査委員会において、提案内容についてプレゼンテーションを実施すること。審査委員会の開催日程（令和5年9月上旬を予定）については、提案者に後日通知する。なお、応募者多数の場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、審査委員会へ諮る条件を絞ることがある。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を受け付けた全ての事業者に対して、書面で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) その他

必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

10. 業務委託契約の締結

県は、審査委員会での審査の結果、契約の相手方候補者として選定された者（以下「受託者」という。）と、奈良県契約規則等に基づき、双方協議のもと最終仕様を決定し、見積価格の範囲内で業務委託契約を締結するものとする。

協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた提案書の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11. 契約書の要否等

(1) 受託者は、契約書を作成することを要する。契約書作成に要する経費については、受託者による負担とする。

(2) 受託者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとする。

- (3) 受託者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。

12. 契約の解除

- (1) 契約にかかる損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則に定めるところによる。
- (2) 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- (3) 受託者決定後、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13. その他留意事項

- (1) 参加申込書または企画提案書が無効となる場合
- ① 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの

- ② 記載すべき事項の全部または一部について記載がないもの
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 添付すべき事項以外の内容が添付されている場合
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥ 審査委員会でのプレゼンテーションを実施しない場合（ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ⑦ 県からのヒアリング要請に応じない場合

（２）提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事項に該当するに至った場合は、以後、本件に関する手続きの参加資格を失う。また、該当する受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

（３）その他

- ① 本件企画提案への参加に生ずる費用は、参加者の負担とする。
- ② 本件企画提案において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ③ 提出された提案書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出は一切認めない。また、提出後の提案書等の追加・訂正、差替は一切認めない。
- ⑤ 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- ⑥ 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- ⑦ 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- ⑧ 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- ⑨ 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- ⑩ 提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が２者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに審査作業を行う。なお、その場合は、各審査委員の総合計得点の６割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた場合は、契約の相手方候補とする。ただし、評価項目のうち全審査委員の評価点の平均が満点の５割未満の項目が一以上ある場合は、契約の相手方候補としない。